

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあつては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて令和七年三月二十八日から同年七月二十八日までに奈良県産業部経営支援課に到着するように提出してください。

令和七年三月二十八日

奈良県知事 山下 真

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フレスポ桜井

所在地 桜井市大字東新堂五一二番三ほか

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前） 三九一八平方メートル

（変更後） 五二二五平方メートル

2 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

（変更前） 位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 一九〇台

（変更後） 位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 二八〇台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前） 位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 一〇五台

（変更後） 位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 一五六台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前） 位置 届出書添付図面記載のとおり

面積 二四九平方メートル

(変更後) 位置 届出書添付図面記載のとおり

面積 二六九平方メートル

廃棄物保管施設の位置及び容量

(変更前) 位置 届出書添付図面記載のとおり

容量 五四・九立方メートル

(変更後) 位置 届出書添付図面記載のとおり

容量 五七・二立方メートル

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口の数 四箇所

位置 届出書添付図面記載のとおり

(変更後) 出入口の数 五箇所

位置 届出書添付図面記載のとおり

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 届出書のとおり

(変更後) 届出書のとおり

三 変更年月日

令和七年十一月十八日

四 届出年月日

令和七年三月十七日

五 縦覧場所

奈良県産業部経営支援課

六 縦覧期間

令和七年三月二十八日から同年七月二十八日まで。ただし、奈良県の休日を含め

条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除き
ます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで